

くらしの情報 ふなばし

No.181

令和4年(2022年)3月15日発行
船橋市消費生活センター
船橋市本町1-3-1
JR船橋駅南口フェイスビル5階
TEL 047-423-3006

知らなかったじゃすまされない 契約クイズに挑戦!

目次

- ・契約クイズに挑戦… 1~3
- ・契約クイズのおさらい… 4

暮らしの中には様々な契約があります。契約について確認しましょう

問題です

契約はどれでしょう。(答えは3つ)

- ① コンビニでジュースを買った。
- ② 美容室で髪の毛を切った。
- ③ 電車に乗った。
- ④ 友だちと映画館に行く約束をした。



消費者庁イラスト集より

ヒント

お金を払って商品を購入したり、サービスを受けることは、契約です。
友だちとの約束は契約ではありません。

正解は…

①、②、③ 日々の買い物は契約です。

問題です



消費者庁イラスト集より

買うと言ったけど、契約書をもっていないし、サインをしたり、
印鑑も押していない。契約は成立している？(答えは1つ)

- ① 約束でも契約は成立する
- ② 契約書がなければ契約は成立しない。
- ③ サインや印鑑を押していなければ契約は成立しない。

ヒント

契約は両者の同意(申込みと承諾)で成立します。
 約束でも契約は成立します。

正解は…

① 法律により、契約書の交付が必要な取引もあります。
(例：訪問販売、電話勧誘販売の契約など)

問題です

店で洋服を買ったら、サイズが小さかった。返品できるの？
(答えは1つ)

- ① 着ていなければ返品できる。
- ② 8日間以内なら返品できる。
- ③ レシートがあったら返品できる。
- ④ 返品できない。



消費者庁イラスト集より

ヒント

購入した商品は、破れていたなどの不具合がない限り、店が同意しなければ返品できません。

正解は…

- ④ 店独自のサービスで返品できることもあります。
購入時には、返品や交換ができるか確認しましょう。

問題です

ネットショッピングで靴を注文した。今日届くがやめたい。
サイトには「注文後は解約できない」と書いてある。
解約できるの？ (答えは1つ)



消費者庁イラスト集より

- ① 受取拒否すれば、通販会社が解約処理をしてくれる。
- ② 解約できない。
- ③ 使用前に通販会社に電話をすれば解約できる。
- ④ クーリング・オフで解約できる。

ヒント

受取拒否をしても再送され、往復の送料を請求される場合もあります

正解は…

- ② 通信販売は、表示の内容にしたがうことになります。
クーリング・オフもありません。

ワンポイントアドバイス



消費者庁イラスト集より

ネットショッピングなどの通信販売は、「特定商取引法に基づく表記」に記載の内容にしたがうことになります。返品の可否や返品方法を確認しましょう。返品の表示がない場合は、商品受け取り後8日間は、送料負担で返品できます。

問題です



消費者庁イラスト集より

スマートフォンで、「動画無料」のサイトをタップしたら、アダルトサイトにつながり「★登録完了★10万円をお支払い下さい!」と請求画面が現れた。払わなくてはならないの? (答えは1つ)

- ① サイトにメールで、間違えたと伝える。
- ② サイトに電話をして動画は見ていないと伝える。
- ③ 無視する。

ヒント

タップしただけで、料金の請求をされています。金額の同意がないため、契約が成立したとはいえません。

正解は…

- ③ サイトに連絡をすると、電子マネーで代金を払うように言われたり、個人情報を知らせることになり危険です。無視しましょう。

早く解決したいとあせってしまい、冷静な判断ができないことも。周りの人に相談しましょう。

問題です

宅配会社が自分宛の荷物を届けにきたので受け取ったが、差出人名が書かれていない。荷物を開けて請求書が入っていたら困るので開けたくない。どうすればいい? (答えは1つ)

- ① 開封して中身を確認する。
- ② 宅配会社に事情を話して返す。
- ③ 開けずに捨てる。



消費者庁イラスト集より

ヒント

家族や知人からのギフトの場合もあります。

正解は…

- ① 宅配伝票に記載の住所や名前が自分宛か確認してから開けましょう。知らない事業者からの荷物で請求書が入っていた場合はネガティブ・オプション*に該当するので、破棄して構いません。

*ネガティブ・オプション…一方的に商品を送り代金を請求する手口です。2021年7月に法律が改正され、即日廃棄することができます。

利用したことがある事業者からの荷物の場合、契約内容を確認しましょう。

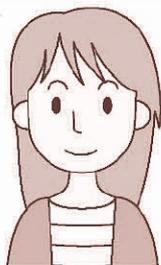
契約クイズの おさらい

契約は、申込みと承諾という意思の合致によって成立します。

契約が成立すると、お互いに権利と義務が生じます。

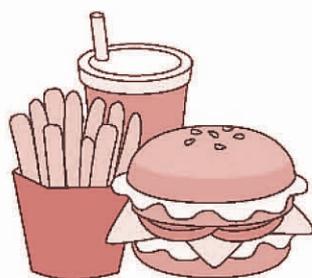
申込み

ハンバーガーセット
ください



義務 代金を支払う
権利 商品を受け取る

契約成立



消費者庁イラスト集より

承諾

ありがとう
ございます。



義務 商品を渡す
権利 代金を受け取る

- ❖ 「契約」は自分の都合で一方向的にやめたり、内容を変更したりすることはできません。
- ❖ 勝手に商品を送り返しても、相手が同意しない限り、契約はなくなりません。代金は請求され、支払う義務があります。
- ❖ 契約をする時は、本当に必要かよく考えて。また、返品や交換ができるかも確認しましょう。



消費生活相談

消費者庁イラスト集より

契約トラブルは 消費生活センターに相談を！

消費生活センターでは、消費生活に関する様々な相談や苦情を専門の消費生活相談員が受け付け、トラブル解決のための助言などを行います。

出前講座のご案内

みなさんの生活に役立つテーマの出前講座を実施しています。

町会やサークルなどで是非ご利用ください。

船橋市消費生活センター

船橋市本町1-3-1
JR船橋駅南口フェイスビル5階
TEL 047-423-3006